

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和5年4月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から25までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(道路運送法第4条)

(×)

2. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。
(道路運送法第7条)

(×)

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告する必要がある。(道路運送法第9条の2)

(×)

4. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
(道路運送法第11条)

(×)

5. 事業者は当該運送に適する設備があるとき、運送の引受けを拒絶してはならない。
(道路運送法第13条)

(×)

6. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(道路運送法第16条)

(×)

7. 事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第21条)

(○)

8. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)

(○)

9. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。（道路運送法第22条の2）
(O)
10. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（道路運送法第23条の5）
(O)
11. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。（道路運送法第25条）
(O)
12. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。（道路運送法第30条）
(O)
13. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）
(O)
14. 自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。（道路運送法第95条）
(O)
15. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（運輸規則第3条）
(O)
16. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。（運輸規則第4条）
(O)

17. 運送引受書において、法定上記載しなければならない事項に○印を、記載しなくてもよい事項には×印を（ ）内に記入しなさい。（運輸規則第7条の2）

- ①旅客が乗車する区間 (○)
- ②運賃及び料金の上限及び下限の額 (○)
- ③乗務員の氏名 (×)
- ④車両の初度登録年月日 (×)

18. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。（運輸規則第10条）
(○)

19. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）
(○)

20. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（運輸規則第21条）
(○)

21. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。（運輸規則第24条）
(○)

22. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。（運輸規則第26条）
(×)

23. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。（運輸規則第28条）
(×)

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。（運輸規則第37条）
(○)

25. 事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。(運輸規則第47条の9)

(○)

II. 次の各文中の()の部分にあてはまる語句を下から選び、()内に記号を入れて下さい。

26. 「旅客自動車運送事業」とは、(ウ)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

27. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに(イ)を公示しなければならない。(道路運送法第12条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

28. 一般旅客自動車運送事業者は、(イ)の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第15条)

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

29. 一般旅客自動車運送事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地(ア)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。(道路運送法第20条)

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

30. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(ウ)。(道路運送法第33条)

ア. 利用させてもよい イ. 貸し渡してもよい ウ. 利用させてはならない

31. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(イ)を受けなければ、その効力を生じない。(道路運送法第36条)

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

32. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の(イ)及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(運輸規則第21条)

ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間

33. 旅客自動車運送事業者は、（ア）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。（運輸規則第36条）
ア. 二ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年
34. 旅客自動車運送事業者は、（イ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（運輸規則第38条）
ア. 六十歳 イ. 六十五歳 ウ. 七十歳
35. 事業者は、事業用自動車を（イ）しなければならない。（運輸規則第44条）
ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃
36. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（イ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。（運輸規則第45条）
ア. 運行管理者 イ. 整備管理者 ウ. 従業員
37. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ア）を受け、報告をすること。（運輸規則第50条）
ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談